明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

10　新所得税法施行令第三百三十九条第八項の規定は、施行日以後に行う同項の登録について適用し、施行日前に行った旧所得税法施行令第三百三十九条第八項の登録については、なお従前の例による。

11　新所得税法施行令第三百四十二条から第三百四十四条まで（これらの規定のうち新所得税法施行令第三百四十二条第二項に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同項各号の告知をする場合について適用し、施行日前に旧所得税法施行令第三百四十二条第二項各号の告知をした場合については、なお従前の例による。

12　新所得税法施行令第三百四十二条から第三百四十四条まで（これらの規定のうち新所得税法施行令第三百四十二条第三項に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に支払を受けるべき新所得税法施行令第三百四十二条第一項に規定する株式等の譲渡の対価について適用し、施行日前に支払を受けるべき旧所得税法施行令第三百四十二条第一項に規定する株式等の譲渡の対価については、なお従前の例による。

13　施行日前に旧所得税法施行令第三百四十二条第二項各号の告知をした者で施行日以後に当該各号に定める株式等の譲渡の対価の支払を受けるものは、三年経過日以後最初に当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める株式等の譲渡の対価の支払を受ける日（同日において個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、番号通知日の属する月の翌月末日。以下この項において「支払日」という。）までに、当該各号に規定する金融商品取引業者等の営業所の長又は金融商品取引業者の営業所の長（次項において「金融商品取引業者等の営業所の長」という。）に、その者の確認書類を提示して個人番号又は法人番号を告知しなければならない。この場合において、当該株式等の譲渡の対価の支払を受ける者が支払日までに当該告知をしないときは、当該支払日以後に支払を受けるべき当該株式等の譲渡の対価については、第十一項の規定にかかわらず、新所得税法施行令第三百四十二条第一項の規定を適用する。

14　金融商品取引業者等の営業所の長は、前項の規定による告知があった場合には、当該告知があった個人番号又は法人番号が、当該告知の際に提示を受けた確認書類に記載された個人番号又は法人番号と同じであるかどうかを確認しなければならない。

15　新所得税法施行令第三百四十八条から第三百五十条まで（これらの規定のうち新所得税法施行令第三百四十八条第二項に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同項各号の告知をする場合について適用し、施行日前に旧所得税法施行令第三百四十八条第二項各号の告知をした場合については、なお従前の例による。

16　新所得税法施行令第三百四十八条から第三百五十条まで（これらの規定のうち新所得税法施行令第三百四十八条第三項に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に支払を受けるべき新所得税法施行令第三百四十八条第一項に規定する信託受益権の譲渡の対価について適用し、施行日前に支払を受けるべき旧所得税法施行令第三百四十八条第一項に規定する信託受益権の譲渡の対価については、なお従前の例による。

17　施行日前に旧所得税法施行令第三百四十八条第二項各号の告知をした者で施行日以後に当該各号に定める信託受益権の譲渡の対価の支払を受けるものは、三年経過日以後最初に当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める信託受益権の譲渡の対価の支払を受ける日（同日において個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、番号通知日の属する年の翌年一月三十一日。以下この項において「支払日」という。）までに、当該各号に規定する金融商品取引業者等の営業所の長（次項において「金融商品取引業者等の営業所の長」という。）に、その者の確認書類を提示して個人番号又は法人番号を告知しなければならない。この場合において、当該信託受益権の譲渡の対価の支払を受ける者が支払日までに当該告知をしないときは、当該支払日以後に支払を受けるべき当該信託受益権の譲渡の対価については、第十五項の規定にかかわらず、新所得税法施行令第三百四十八条第一項の規定を適用する。

18　金融商品取引業者等の営業所の長は、前項の規定による告知があった場合には、当該告知があった個人番号又は法人番号が、当該告知の際に提示を受けた確認書類に記載された個人番号又は法人番号と同じであるかどうかを確認しなければならない。

19　新所得税法施行令第三百五十条の三から第三百五十条の五まで（これらの規定のうち新所得税法施行令第三百五十条の三第二項に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同項各号の告知をする場合について適用し、施行日前に旧所得税法施行令第三百五十条の三第二項各号の告知をした場合については、なお従前の例による。

20　新所得税法施行令第三百五十条の三から第三百五十条の五まで（これらの規定のうち新所得税法施行令第三百五十条の三第三項に係る部分に限る。）の規定は、新所得税法施行令第三百五十条の三第一項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で施行日以後に行われるものについて適用し、旧所得税法施行令第三百五十条の三第一項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で施行日前に行われたものについては、なお従前の例による。

21　施行日前に旧所得税法施行令第三百五十条の三第二項各号の告知をした者で施行日以後に当該各号に定める先物取引の同条第一項に規定する差金等決済（以下この項において「差金等決済」という。）をするものは、三年経過日以後最初に当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める先物取引の差金等決済をする日（同日において個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、番号通知日の属する月の翌月末日。以下この項において「決済日」という。）までに、当該各号に規定する営業所等の長、商品取引所の長、営業所の長、金融商品取引所の長又は金融商品取引業者の営業所の長（次項において「営業所等の長」という。）に、その者の確認書類を提示して個人番号又は法人番号を告知しなければならない。この場合において、当該先物取引の差金等決済をする者が決済日までに当該告知をしないときは、当該先物取引の差金等決済で当該決済日以後に行うものについては、第十九項の規定にかかわらず、新所得税法施行令第三百五十条の三第一項の規定を適用する。

22　営業所等の長は、前項の規定による告知があった場合には、当該告知があった個人番号又は法人番号が、当該告知の際に提示を受けた確認書類に記載された個人番号又は法人番号と同じであるかどうかを確認しなければならない。

23　新所得税法施行令第三百五十条の八から第三百五十条の十まで（これらの規定のうち新所得税法施行令第三百五十条の八第二項に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同項の告知をする場合について適用し、施行日前に旧所得税法施行令第三百五十条の八第二項の告知をした場合については、なお従前の例による。

24　新所得税法施行令第三百五十条の八から第三百五十条の十まで（これらの規定のうち新所得税法施行令第三百五十条の八第三項に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に支払を受けるべき新所得税法施行令第三百五十条の八第一項に規定する金地金等の譲渡の同項に規定する対価について適用し、施行日前に支払を受けるべき旧所得税法施行令第三百五十条の八第一項に規定する金地金等の譲渡の同項に規定する対価については、なお従前の例による。

25　施行日前に旧所得税法施行令第三百五十条の八第二項の告知をした者で施行日以後に同条第一項に規定する金地金等の譲渡の同項に規定する対価の支払を受けるものは、三年経過日以後最初に同項に規定する金地金等の譲渡の同項に規定する対価の支払を受ける日（同日において個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、番号通知日の属する月の翌月末日。以下この項において「支払日」という。）までに、同条第二項に規定する営業所等の長（次項において「営業所等の長」という。）に、その者の確認書類を提示して個人番号又は法人番号を告知しなければならない。この場合において、当該金地金等の譲渡の対価の支払を受ける者が支払日までに当該告知をしないときは、当該支払日以後に支払を受けるべき当該金地金等の譲渡の対価については、第二十三項の規定にかかわらず、新所得税法施行令第三百五十条の八第一項の規定を適用する。

26　営業所等の長は、前項の規定による告知があった場合には、当該告知があった個人番号又は法人番号が、当該告知の際に提示を受けた確認書類に記載された個人番号又は法人番号と同じであるかどうかを確認しなければならない。